

## 次期「子ども・子育て支援事業支援計画」の 検討の進め方にについて

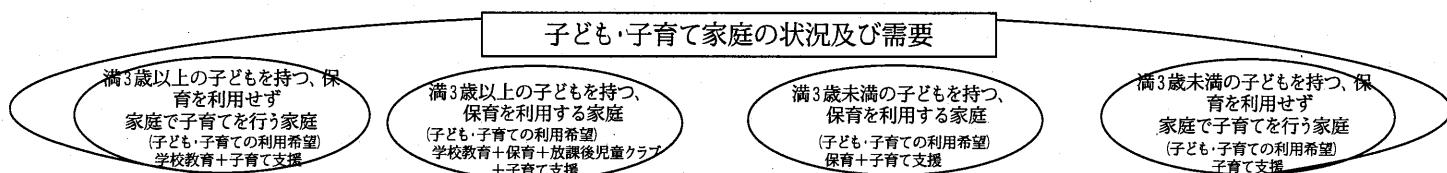
## 子ども・子育て支援の意義のポイント(基本指針)

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように支援をしていくこと。こうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

17

## 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

- 市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



### 需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

#### 市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、  
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

### 計画的な整備

#### 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※  
\*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
事業所内保育事業者  
= 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

#### 地域子ども・子育て支援事業

※対象事業の範囲は法定

地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり事業  
・乳児家庭全戸訪問事業等

延長保育事業  
・病児保育事業

放課後  
児童クラブ

## 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

### ○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント ー「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

#### <量の見込み>

- ・児童期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参考標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

#### <確保の内容・実施時期>

- ・児童期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。

- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

- ・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

### ○区域設定

#### ○児童期の学校教育・保育

##### <量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3~5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0~2歳) <3号>

##### <確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

#### ○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。  
例)「保育の必要性あり(3~5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

##### 量の見込み

##### 確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、児童期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

## 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ

### ○区域設定

#### ○児童期の学校教育・保育

##### ー区域①ー

##### <量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3~5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0~2歳) <3号>

##### <確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備  
(○年度に○人分)

##### 区域①

協議・調整

「区域ごとの積上げ  
+ 広域調整」  
を踏まえて設定  
(参考標準)

##### 区域②

協議・調整

##### ー区域②ー

##### <量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3~5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0~2歳) <3号>

##### <確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

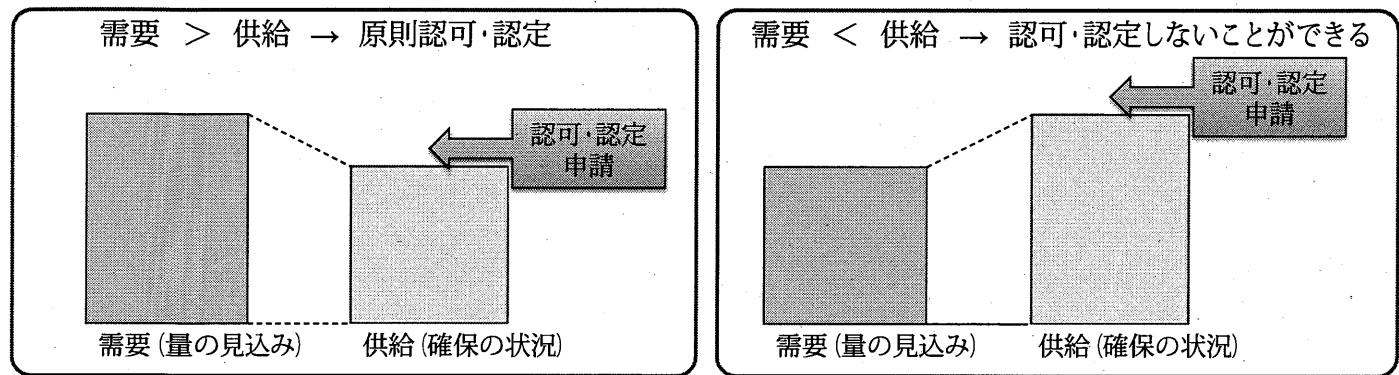
不足がある場合は整備  
(○年度に○人分)

(※) 都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定の可否(需給調整)を、都道府県計画に基づいて判断。

## 自治体計画と認可・認定の関係 ①

- 市町村計画は、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定し、区域内の利用定員(確保の状況)や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保方策」として設定。
- 都道府県計画は、市町村計画の数値の積上げを基本に、広域調整を勘案し、一定区域ごとに、「量の見込み」と「確保方策」を設定。
- 都道府県は、一定区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)の状況に応じ、以下のとおり、認定とも園・保育所の認可・認定を行う。
  - ※ 指定都市・中核市においては、都道府県と同様に、市町村計画に基づき幼保連携型認定こども園・保育所の認可を行う。
  - ※ 地域型保育事業については、市町村が市町村計画に基づき同様に認可を行う。

[ 需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) → 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者である場合)  
 需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) → 認可・認定を行わないことができる(=需給調整) ]



21

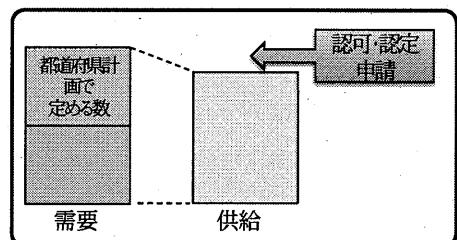
## 自治体計画と認可・認定の関係 ②

- 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給  
 → 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

※ この「都道府県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

※ 幼保連携型認定こども園については「指定都市・中核市の計画で定める数」。



- 平成25年8月6日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

(別添) 四 認可及び認定に係る需給調整 1 基本的考え方(第三の二2(二)イ及び四2(二)(2)関係)

2 認定こども園への移行に係る需給調整の特例(第三の四2(二)(2)ウ関係)

○ 「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り認可・認定が行われるように設定することが基本であること。

具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望を把握し、これらの移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論を経る等、透明化を図った上で設定すること。

- 平成25年12月18日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

その趣旨は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものです。(中略)

「都道府県計画で定める数」については、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすること前提とするものであることから、当該数は、少なくとも「供給量 - 需要量」を上回る数を設定していただく必要があるものであり、当該上回る数については、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた具体的な数を設定していただくことになることにご留意ください。

※ 平成26年7月2日付内閣府告示第159号で告示。(第三の四2(二)(2)ウ関係)

## 指針に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画記載事項

別表第5(道計画必須記載事項)

事 項	内 容	道計画における記載箇所
<b>1 都道府県設定区域の設定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道設定区域の趣旨及び内容、各都道府県設定区域の状況等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P.42下</li> </ul>
<b>2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</b>	<p>[各年度における教育・保育の量の見込み]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各年度における全道及び道設定区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み</li> <li>② 量の見込みの算定に当たっての考え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 全道…P.54 区域別…別冊に記載</li> <li>② P.54</li> </ul>
	<p>[教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定区分ごと及び特定教育・保育施設(特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む。)又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全道…P.54 区域別…別冊に記載</li> </ul>
<b>3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一體的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 道設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期</li> <li>② 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方</li> <li>③ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的考え方及びその推進方策</li> <li>④ 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進方策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 別冊に記載</li> <li>② P.53</li> <li>③ P.55</li> <li>④ 前段…P.53 後段…P.56</li> </ul>
<b>4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項(特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数を含む。)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P.56</li> </ul>
<b>5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進並びに障害児施策の充実等について、道の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待…P.63</li> <li>・ 社会的養護 …P.59</li> <li>・ 母子父子 …P.58</li> <li>・ 障害児…P.60</li> </ul>

別表第7(道計画任意記載事項)

事 項	内 容	道計画における記載
1 都道府県計画の基本理念等	・道計画に係る法令の根拠、 <u>基本理念、目的及び特色等</u>	・根拠…P.1下 ・基本理念…なし ・目的…なし ・特色…なし
2 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項	・市町村計画の作成時及び特定教育・保育施設の利用定員の設定時における <u>道と市町村の協議及び調整等</u> に係る事項	・P.52下
3 教育・保育情報の公表に関する事項	・事業者が提供する教育・保育に係る教育・保育情報の公表に関する実施体制の整備を始めとする <u>教育・保育情報の公表</u> に関する事項	・なし
4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び <u>仕事と子育ての両立のための基盤整備</u> について、道の実情に応じた施策	・P.61
5 都道府県計画の作成の時期	・道計画の <u>作成の時期</u>	冒頭に平成27年3月と記載あり。
6 道計画の期間	・道計画の <u>期間(5年間)</u>	・P.2
7 道計画の達成状況の点検及び評価	・各年度における道計画の <u>達成状況を点検及び評価する方法等</u>	・P.81

# 子育て安心プラン等を踏まえた基本指針の改正

## 改正の背景

- 子育て安心プランにより、待機児童を解消するために必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保した上で、平成32年度までに待機児童を解消するとともに、平成34年度末までの5年間で25～44歳の女性の就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備することとされた。
- 新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)において、子育て安心プランを前倒しし、平成32年度末までに約32万人分の受け皿を整備することとされた。

## 改正の内容

### (1) 子育て安心プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

- ① 子育て安心プランを踏まえ、量の見込み(必要利用定員総数)を定めるとともに、それぞれ必要となる特定教育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
- ② 企業主導型保育について、地域枠を市町村の利用者支援の対象とする場合には、保育の確保の内容に含めて差し支えないこと。
- ③ 幼稚園において、預かり保育の充実(長時間化・通年化)により、保育を必要とする子どもとの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもとの保育の確保の内容に含めることができること。  
また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業(幼稚園型)による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業による0～2歳児受入れを行う場合には、3号認定子どもとの保育の確保の内容に含めることができるうこと。
- ④ このため、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行った上で、積極的な対応を検討すること。

- (2) 国家戦略特別区域法の改正を踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について
  - 国家戦略特別区域における小規模保育事業を2号認定子どもとの保育の確保の内容に含めること。

## 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画 における「量の見込み」の算出等の考え方

平成 30 年 8 月 24 日

## はじめに

子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村は、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号）をいう。以下同じ。）に即して、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）を定めるものとされている。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、平成 27 年度を始期とする支援事業計画の計画期間の終期が平成 31 年度（2019 年度）であることから、2020 年度を始期とする第二期の支援事業計画を改めて作成する必要がある。

そこで、第一期の支援事業計画の作成にあたって示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成 26 年 1 月 20 日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡。以下「第一期手引き」という。）を基本としつつ、「子育て安心プラン」（平成 29 年 6 月 2 日公表）、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」（平成 29 年 6 月 29 日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）等を踏まえ、第二期の支援事業計画作成にあたっての「量の見込み」の算出等の考え方を提示する。

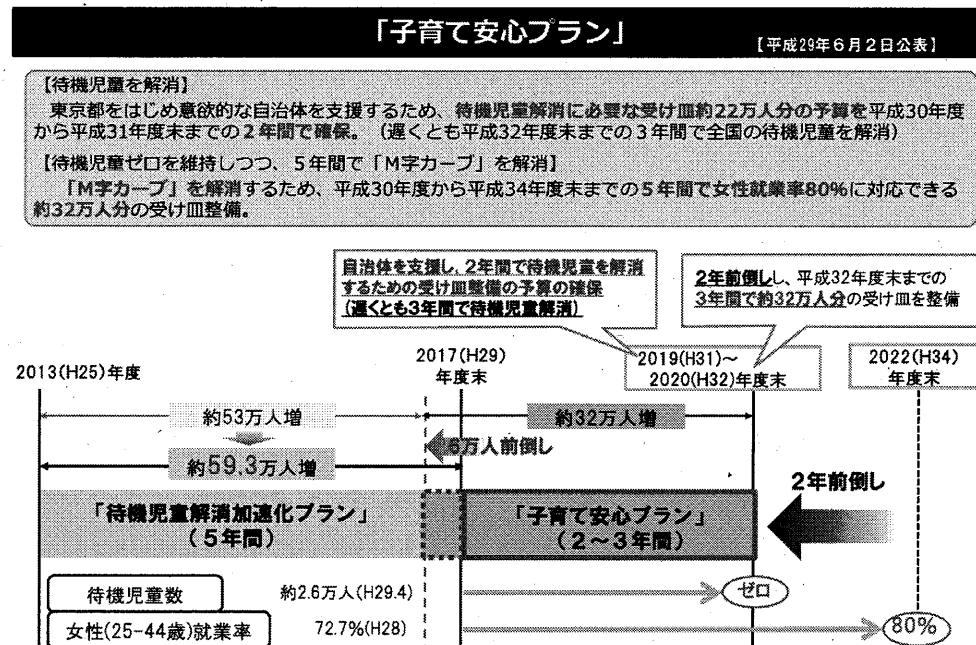
なお、今回提示する考え方の活用方法も含め、具体的な算出方法等については、各市町村において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断頂きたい。

※ 各項目名後の（ ）内は、第一期手引きにおける該当ページを示している

## 1 提供体制確保の実施時期の設定

支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、「子育て安心プラン」において目標年次としている2020年度末までに、量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。

### 【参考】子育て安心プラン



## 2 量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について

量の見込みの算出に用いる子どもの年齢については、「調査又は抽出時における年齢」が回答時点における年齢に最も近く、各年齢のニーズをより適切に把握できると考えられるが、市町村の判断で4月1日時点での年齢（学年齢）によることも可能である。

## 3 トレンドや政策動向、地域の実情等の考慮

教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。

特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、「子育て安心プラン」において、国においては、2018年度末から2020年度末までの3年間で女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備をすることとしていることに留意するとともに、「『子育て安心プラン』の実施方針について」（平成29年12月21日子保発1221第1号厚生労働省子ども

も家庭局保育課長通知)に基づく子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図ること。

また、保育ニーズ（2・3号）のみならず、教育ニーズ（1号）についても、政策動向や地域の実情等によって変動する可能性があることから、実態を適切に把握した上で、仮に提供体制に不足が見込まれる場合には、幼稚園・認定こども園（1号）の定員増や、公立幼稚園の入園対象年齢の満3歳への引下げ等により確実に提供体制を整備すること。

なお、トレンドや政策動向、地域の実情等を考慮し、量の見込みに補正が必要であると見込まれる場合には、例えば、第一期の支援事業計画作成に当たって実施した利用希望把握調査等（基本指針第三の一3（二）に規定する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等をいう。以下同じ。）と第二期の支援事業計画作成に当たって実施する利用希望把握調査等の結果を比較する方法や、これまでの支給認定の実績値の推移の傾向を把握する方法などが考えられる。

#### 4 都市開発部局との十分な情報共有

都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、大規模マンション等の開発が行われる際には、量の見込みを大きく変動させる要因となり得ることから、必要に応じて補正を行うこと。なお、保育所や地域型保育事業所等を併せて整備することにより、社会増に伴い必要となる保育の受け皿を確保すること。

#### 5 企業主導型保育施設の地域枠の活用

基本指針において、企業主導型保育施設について、企業主導型保育施設の設置者と調整を行い、地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号認定子ども及び3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えないとされていることから、その積極的な活用を図ること。

		2020年度				2021	2022	2023	2024
		1号	2号	3号		…	…	…	…
				0歳	1・2歳				
量の見込み		500	500	150	300	…	…	…	…
確保方策	特定教育・保育施設	500	480	140	290	…	…	…	…
	企業主導型保育施設の地域枠	—	20	10	10	…	…	…	…

## 6 今後のスケジュール（イメージ）

国	都道府県・市町村
<b>2018年度</b> 【～3月】基本指針の改正作業 改正基本指針の公布	【～3月】利用状況把握調査等の実施・ 集計（市町村）
<b>2019年度</b> 【2月頃～】量の見込みと確保方策の 調査（～2020年4月頃）	【～3月】量の見込みの算出・確保方策 の検討等、第二期支援事業計 画の作成作業（市町村及び都 道府県）
<b>2020年度</b>	【4月～】第二期支援事業計画期間開始 (市町村及び都道府県)

**背景・課題**

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

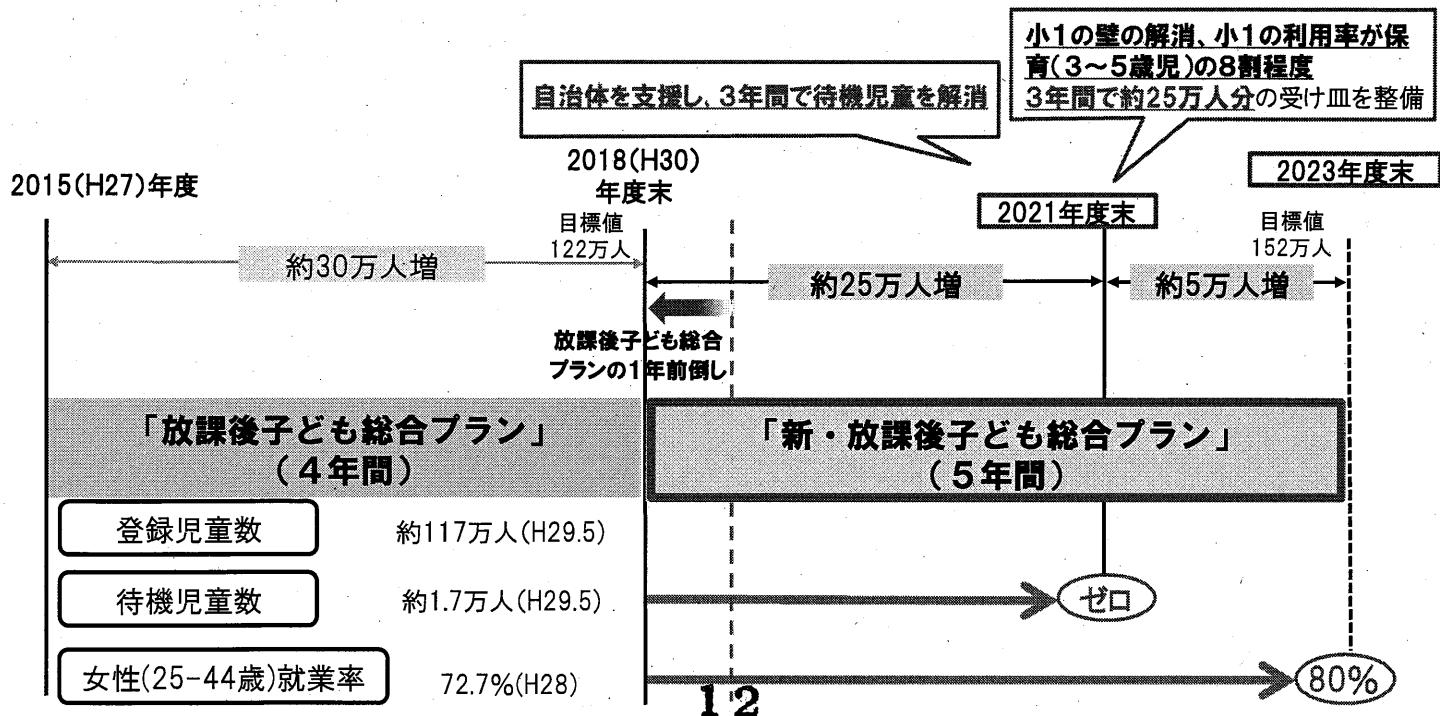
- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

**「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）**

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

**放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）****「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）**

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。  
122万人⇒152万人



## 「次期北海道子ども・子育て支援事業支援計画」に関する道の考え方

項目	道の考え方																																																																						
基本事項	現行の北海道子ども・子育て支援事業支援計画(H27～H31)をベースに、施策の評価・見直し等を行った上で、評価結果を次期計画に反映するほか、国の「基本指針」や「計画における量の見込みの算出等の考え方」、「子育て安心プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」などを踏まえて策定する。																																																																						
「北海道子ども・子育て支援事業支援計画」の策定方法	道では、「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（平成16年北海道条例第90号）」第7条に基づき実施計画を策定しており、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画についても、道条例に基づく実施計画と一体的に策定する。 <input type="checkbox"/> 第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」（計画期間：H32～H36） ※「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の位置付けを明記。																																																																						
計画期間	5年間（平成32年度～平成36年度）																																																																						
都道府県が定める区域	都道府県が定める区域は、現行の北海道子ども・子育て事業支援計画の考え方を踏襲し、市町村単位の179区域で設定する。  <b>&lt;考え方&gt;</b> 子ども及びその保護者に対する、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業の総合的かつ計画的な提供や利用の援助等を行うことは、市町村の責務とされており、すべての子どもが、居住する市町村内で教育・保育や必要なサービスを受けることができる体制の構築を基本とする。																																																																						
特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数・提供体制の確保の内容	区域（市町村）毎、年度毎の必要利用定員総数（1～3号認定）及び提供体制の確保の内容を、一覧表（別表）で掲載する。 市町村事業計画との整合性を図ることとし、市町村事業計画における数値の積み上げを基本とする。  <b>&lt;学校教育や保育を必要とする量の見込み及び確保方策&gt;</b> <b>・年度別の見込み数</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">△</th> <th colspan="3">平成27年度</th> <th colspan="3">平成28年度</th> </tr> <tr> <th colspan="2">保育を必要とする子ども</th> <th rowspan="2">幼児期の学校教育を希望する子ども</th> <th colspan="2">保育を必要とする子ども</th> <th rowspan="2">幼児期の学校教育を希望する子ども</th> </tr> <tr> <th>3歳以上</th> <th>1・2歳</th> <th>0歳</th> <th>3歳以上</th> <th>1・2歳</th> <th>0歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1号認定)</td> <td>(2号認定)</td> <td>(3号認定)</td> <td>(1号認定)</td> <td>(2号認定)</td> <td>(3号認定)</td> </tr> <tr> <td>量の見込み</td> <td>66,154</td> <td>44,417</td> <td>27,954</td> <td>7,704</td> <td>65,366</td> <td>43,563</td> <td>27,487</td> <td>7,497</td> </tr> <tr> <td>認定こども園・幼稚園・保育所</td> <td>76,255</td> <td>44,491</td> <td>23,266</td> <td>6,865</td> <td>75,239</td> <td>45,225</td> <td>23,751</td> <td>7,014</td> </tr> <tr> <td>特定地域型保育事業</td> <td></td> <td></td> <td>1,214</td> <td>443</td> <td></td> <td></td> <td>1,542</td> <td>502</td> </tr> <tr> <td>認可外保育施設</td> <td></td> <td>6,636</td> <td>2,680</td> <td>793</td> <td></td> <td>6,136</td> <td>2,473</td> <td>736</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>76,255</td> <td>51,127</td> <td>27,160</td> <td>8,101</td> <td>75,239</td> <td>51,361</td> <td>27,766</td> <td>8,252</td> </tr> </tbody> </table>	△	平成27年度			平成28年度			保育を必要とする子ども		幼児期の学校教育を希望する子ども	保育を必要とする子ども		幼児期の学校教育を希望する子ども	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	量の見込み	66,154	44,417	27,954	7,704	65,366	43,563	27,487	7,497	認定こども園・幼稚園・保育所	76,255	44,491	23,266	6,865	75,239	45,225	23,751	7,014	特定地域型保育事業			1,214	443			1,542	502	認可外保育施設		6,636	2,680	793		6,136	2,473	736	計	76,255	51,127	27,160	8,101	75,239	51,361	27,766	8,252
△	平成27年度			平成28年度																																																																			
	保育を必要とする子ども		幼児期の学校教育を希望する子ども	保育を必要とする子ども		幼児期の学校教育を希望する子ども																																																																	
	3歳以上	1・2歳		0歳	3歳以上		1・2歳	0歳																																																															
(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)																																																																		
量の見込み	66,154	44,417	27,954	7,704	65,366	43,563	27,487	7,497																																																															
認定こども園・幼稚園・保育所	76,255	44,491	23,266	6,865	75,239	45,225	23,751	7,014																																																															
特定地域型保育事業			1,214	443			1,542	502																																																															
認可外保育施設		6,636	2,680	793		6,136	2,473	736																																																															
計	76,255	51,127	27,160	8,101	75,239	51,361	27,766	8,252																																																															

特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数・提供体制の確保の内容	<p><b>【追加項目】</b></p> <p>◎ 企業主導型保育施設に係る地域枠について、設置者と調整を行い市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号認定こども及び3号認定こどもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えないことから、確保方策に「企業主導型保育施設の地域枠」欄を追加する予定。</p>																																																						
認定こども園設置数	<p>子ども子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び、当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項を記載する。</p> <p><b>&lt;認定こども園目標設置数&gt;</b></p> <table border="1" data-bbox="446 608 1411 743"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26年10月 (実績)</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標設置数</td> <td>75か所</td> <td>116か所</td> <td>214か所</td> <td>255か所</td> <td>278か所</td> <td>292か所</td> </tr> </tbody> </table>		H26年10月 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (目標)	目標設置数	75か所	116か所	214か所	255か所	278か所	292か所																																								
	H26年10月 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (目標)																																																	
目標設置数	75か所	116か所	214か所	255か所	278か所	292か所																																																	
地域子ども・子育て支援事業	<p>全国共通で「量の見込み」を算出する8事業について、道計画に記載する。</p> <table border="1" data-bbox="425 849 1399 1395"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>H31年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間外保育 (延長保育)</td> <td>748か所</td> <td>788か所</td> <td>816か所</td> <td>830か所</td> <td>848か所</td> </tr> <tr> <td>病児・病後児保育</td> <td>50か所</td> <td>52か所</td> <td>57か所</td> <td>60か所</td> <td>84か所</td> </tr> <tr> <td>一時預かり</td> <td>475か所</td> <td>498か所</td> <td>513か所</td> <td>520か所</td> <td>539か所</td> </tr> <tr> <td>子育て短期支援</td> <td>39市町村</td> <td>40市町村</td> <td>40市町村</td> <td>40市町村</td> <td>47市町村</td> </tr> <tr> <td>利用者支援事業</td> <td>44市町村</td> <td>48市町村</td> <td>48市町村</td> <td>49市町村</td> <td>53市町村</td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブ</td> <td>981か所</td> <td>990か所</td> <td>1006か所</td> <td>1007か所</td> <td>1020か所</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援拠点</td> <td>387か所</td> <td>388か所</td> <td>392か所</td> <td>395か所</td> <td>396か所</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・サポート・センター</td> <td>53市町村</td> <td>54市町村</td> <td>60市町村</td> <td>64市町村</td> <td>75市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【追加項目】</b></p> <p>◎ 利用者支援事業の量の見込みについて、「基本型・特定型」と「母子保健型」を分けて記載することとされたので、内訳として作成する予定。</p>	項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 (目標)	時間外保育 (延長保育)	748か所	788か所	816か所	830か所	848か所	病児・病後児保育	50か所	52か所	57か所	60か所	84か所	一時預かり	475か所	498か所	513か所	520か所	539か所	子育て短期支援	39市町村	40市町村	40市町村	40市町村	47市町村	利用者支援事業	44市町村	48市町村	48市町村	49市町村	53市町村	放課後児童クラブ	981か所	990か所	1006か所	1007か所	1020か所	地域子育て支援拠点	387か所	388か所	392か所	395か所	396か所	ファミリー・サポート・センター	53市町村	54市町村	60市町村	64市町村	75市町村
項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 (目標)																																																		
時間外保育 (延長保育)	748か所	788か所	816か所	830か所	848か所																																																		
病児・病後児保育	50か所	52か所	57か所	60か所	84か所																																																		
一時預かり	475か所	498か所	513か所	520か所	539か所																																																		
子育て短期支援	39市町村	40市町村	40市町村	40市町村	47市町村																																																		
利用者支援事業	44市町村	48市町村	48市町村	49市町村	53市町村																																																		
放課後児童クラブ	981か所	990か所	1006か所	1007か所	1020か所																																																		
地域子育て支援拠点	387か所	388か所	392か所	395か所	396か所																																																		
ファミリー・サポート・センター	53市町村	54市町村	60市町村	64市町村	75市町村																																																		
その他の数値目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童数（人）</li> <li>・夜間保育（箇所数）</li> <li>・休日保育（箇所数）</li> <li>・放課後子供教室</li> <li>・特定教育・保育及び特定地域型保育事業を行う者の必要見込み数（人）</li> </ul>																																																						
認定こども園への移行に係る需給調整の特例	<p>幼稚園又は保育所から認定こども園への移行を促進するため、道計画において、必要利用定員総数のほか、認定こども園への移行希望に基づく特例枠を設定している。</p> <p>設定にあたっては、道設置区域（179市町村）における各年度の量の見込みと確保方策との差（確保方策ー量の見込み）とする。</p> <p>また、事業者の意向等を踏まえてさらに上乗せが必要な数として報告のあった市町村については、当該数を加えることとする。</p>																																																						

(道計画登載イメージ)

	区域名 (市町村)	区分	平成32年度				~	平成36年度			
			保育を必要とする子ども		3歳以上	1・2歳	0歳		保育を必要とする子ども		3歳以上
			幼児期の学校教育を希望する子ども	(1号認定)					(1号認定)	(2号認定)	
1	○○町	量の見込み	900	650	400	100	~	850	600	380	90
		確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所	1,000	600	400	80	1,000	600	400	70
			特定地域型保育事業			0	0			10	10
			認可外保育施設		40	35	15		40	25	15
			企業主導型保育施設の地域枠		10	5	5		10	5	5
		計	1,000	650	440	100	1,000	650	440	100	
		認定こども園への移行促進のための特例枠	100	0	40		150	50	50		
		認定こども園設置目標数(箇所数)			2				3		

[計画の内容について]

1 ①と③の関係について

- 平成36年度までに、各子どもの区分ごとに「③(確保方策)」が「①(量の見込み)」を上回る必要がある。
- 「保育を必要とする子ども」については、平成32年度末までに「③確保方策」が「①(量の見込み)」を上回る必要がある。  
なお、平成30年度から国の規則改正によって、翌年度の教育・保育施設等の必要利用定員総数が、現年度の必要利用定員総数を上回る場合には、翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整ができることとされている(翌年度の枠を前倒しで活用することが可能)。

2 ②について

- 認定こども園・幼稚園・保育所のうち、特定教育・保育施設については、認可定員ではなく確認定員(利用定員)を計上している。
- 確認を受けない幼稚園についても、認可定員の範囲内で、実際に受入可能な人数を計上している。

3 ④について

- 幼稚園又は保育所が認定こども園へ移行する場合の需給調整の特例措置において、供給過剰区域であっても、道設定区域(179市町村)ごとの必要利用定員総数(量の見込み)に「都道府県が定める数」を加えた数に達するまでは認可・認定を行うこととされている。
  - 幼稚園又は保育所から認定こども園への移行を予定しているものの多くは既に、確保方策に盛り込まれていることから、道では、道設定区域(179市町村)における各年度の量の見込みと確保方策との差(確保方策-量の見込み)を「都道府県計画で定める数」としている。  
また、事業者の意向等を踏まえてさらに上乗せが必要な数(=上表の「認定こども園への移行促進のための特例枠」)として報告のあった市町村については、当該数を加えることとします。
- 「都道府県計画で定める数」=「確保方策」-「量の見込み」+「認定こども園への移行促進のための特例枠」  
(計算結果がマイナスの場合は0)